



2010年1月号

第83号

あけましておめでとうございます。

時間が経つのは早いものでお正月もあ、という間に過ぎてしましましたね。毎年、湯本の金毘羅神社の例大祭がありますが、今年の入出は、かほり夕かたようですね。私の母が毎年行っているのですが、参道は人がたくさんで、ほのかな前に進めず、もみくちゃにされて死ぬかと思いました。ちなみに人混みの嫌いな私は、毎年、近所の諏訪神社に初詣に行って平穀無事を祈っています。今年も一年よろしくお願ひ致します。

売買・満山



年頭のご挨拶

平成22年元旦
代表取締役 吉田弘志



新年明けましておめでとうございます。

当社も創業25周年を迎え、おかげさまで100年に一度と言われる世界的不況の中、順調に健全な経営を続けてくる事ができました。

これもひとえに、家主様及び入居者の方々を始め皆様のおかげと、心から感謝申し上げます。さて、私も今年で63歳になりますが、65歳での引退を目指し10年前から着々と事業承継を進めて参りました。後継者である佐藤浩次もそのつもりで必死に勉強を積み重ねてきました。最近は、勉強不足の私を凌ぐ頑張りようで、誠実に行動している様子を見ると、安心して予定通り引継ぎを終え、引退できそうです。

私はというと、現在、第2の人生目標として、上記の経営理念に基づき、今までの皆様のご恩に感謝し、世の為、人の為に微力ながら行動を起こし始めました。

具体的には、住生活で困窮しているホームレスの人々を、私の個人資産である住居を、仕事が決まるまで生活費も含めて無償で提供するというものです。

いずれは、社会福祉士などの協力を得てNPO法人化したいと思っています。そこで、家主様を始め、どんな仕事でも結構ですので、ありましたらご協力の程お願いできれば幸いです。

それでは、今年も健康で幸せな良い一年ありますように、お祈り申し上げます。



平成22年元旦
統括部長 佐藤浩次



新年明けましておめでとうございます。

昨年度は厳しい経営環境の中、経営計画上の目標を達成することができました。家主様方のご協力とご理解に感謝致します。

しかしながら、賃貸住宅経営をとりまく状況は依然として厳しい事には変化はありません。

来店客数も毎年減少しておりますし、入居者様の権利意識も年々高まってきております。

加えて、家主様の負担となる法律の整備も進んでおり、入居者様優位の状況はますます強まっております。厳しい環境の中、当社と致しましては、一人でも多くのお客様にご来店いただけるよう、様々な施策を実行し、継続しております。

当然ながらの経費もかかりますが、現状維持では生き残っていけないという危機感を強く持ち、今後も有効な空室対策を考え、ご提案していきたいと思っております。

今年も一年間、家主様のみ役に立てるよう努力精進していく所存でありますので宜しくお願ひいたします。

ひとくちメモ



株式会社 いわき土地建物



平成22年度税制改正大綱の概要

- 政府は平成21年12月22日、平成22年度税制改正大綱を閣議決定しました。
- 1. 住宅取得資金に係る贈与税非課税枠の拡大**
 - 直径存続から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税枠
平成22年：1,500万円 平成23年：1,000万円（受贈者所得制限2,000万円）
 - 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の一般枠2,500万円について
65歳未満の親からの贈与も対象とする特例措置の2年延長
 - 2. 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長**
 - 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長
120m²相当部分につき3年間1/2減額（マンションは5年間）
 - 3. 長期優良住宅普及及促進税制の延長**
 - 登録免許税・・・一般住宅特例より引下げ
所有権保存登記 0.1%（一般住宅特例：0.15%、本則：0.4%）
所有権移転登記 0.1%（一般住宅特例：0.3%、本則：2.0%）
 - 不動産取得税・・・控除額を一般住宅特例より増額
1,300万円控除（一般住宅特例：1,200万円控除）
 - 固定資産税・・・新築住宅に係る減額措置の適用期間を一般住宅より延長
戸建：5年間1/2減額（一般住宅特例：3年間1/2減額）
マンション：7年間1/2減額（一般住宅特例：5年間1/2減額）
 - 4. 住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長（固定資産税）**
 - 一定の者が居住する家屋のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置の適用期限を3年延長する。併せて、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していく。
 - 固定資産税 100m²相当部分につき、翌年度分1/3減額
 - 5. 住宅に係る省エネ改修促進税制の延長（固定資産税）**
 - 一定の省エネ改修工事を行った場合の特例措置の適用期限を3年延長する。
併せて、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していく。
 - 固定資産税 120m²相当部分につき、翌年度分1/3減額

(無料進呈中) 知らないと損をする！

『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』

～不動産取引って、分からぬ事が多すぎませんか？～

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引のいろいろな事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。

この小冊子をご希望の方は小島北店までご連絡下さい。ニヤンとなくお家探しはサービス1番の当社へ



自己資金 資金計画



TEL 0246(27)0331